

J:COM ガス supplied by 京葉ガス
ガス小売供給約款

2022年3月1日実施

株式会社ジェイコム千葉

ガス小売供給約款

目 次

I 小売約款の適用	1
1. 実施及び適用.....	1
2. この小売約款等の変更.....	1
3. 用語の定義.....	2
4. 日数の取り扱い.....	6
II 使用の申し込み及び契約	7
5. 使用の申し込み.....	7
6. 契約の成立及び更新.....	7
7. 承諾の条件.....	8
8. ガスの使用開始日.....	9
9. 名義の変更.....	9
10. ガス使用契約の解約.....	9
11. 契約消滅後の関係.....	11
III 検針及び使用量の算定	11
12. 検針.....	11
13. 計量の単位.....	12
14. 使用量の算定.....	12
15. 使用量のお知らせ.....	15
IV 料金等	16
16. 料金の適用開始.....	16
17. 支払期日.....	16
18. 料金の算定及び申し受け.....	16
19. 単位料金の調整.....	17
20. 料金の精算等.....	19
21. 延滞手数料および遅延損害金.....	19

2 2.	料金及び延滞手数料等の支払い方法	20
2 3.	料金及び延滞手数料の支払順序	20
2 4.	料金以外の費用の支払方法	20
V	供給	21
2 5.	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	21
2 6.	供給又は使用の制限等	21
2 7.	供給停止	23
2 8.	供給制限等の賠償	24
VI	保安	25
2 9.	供給施設の保安責任	25
3 0.	周知及び調査義務	25
3 1.	保安に対するお客さまの協力	26
3 2.	お客さまの責任	27
3 3.	供給施設等の検査	28
VII	その他	29
3 4.	使用場所への立ち入り	29
3 5.	お客さまに関する情報の取り扱い	29
3 6.	専属的合意管轄裁判所	29
3 7.	反社会勢力の排除	30
付 則		32
(別表第1)		33
(別表第2)		34
(別表第3)		35
(別表第4)		37
(別表第5)		38
(別表第6)		39
(別表第7)		40
(別表第8)		42

I 小売約款の適用

1. 実施及び適用

- (1) 当社が、ガス事業法第2条に規定されるガス小売事業者および一般ガス導管事業者としての京葉ガス株式会社（以下「京葉ガス」といいます。）が行う導管によるガス供給の取次をするときに共通して適用される基本的な供給条件は、このガス小売供給約款（以下「この小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、京葉ガス（導管部門）が定める託送供給約款＜需要場所で払い出す託送供給＞（以下「託送約款」といいます。）別表第1の払出エリア（供給区域等）に適用いたします。
- (3) この小売約款は、別途当社が定める料金等の契約条件（以下「ガス料金プラン定義書」といいます。）を満たすお客さまと当社がガスの供給について合意したときに適用いたします。この小売約款に定める事項についてガス料金プラン定義書に異なる定めがある場合は、当該事項についてはこの小売約款によらず、ガス料金プラン定義書の規定を適用するものといたします。
- (4) この小売約款及びガス料金プラン定義書（以下「この小売約款等」といいます。）に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款等の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、京葉ガス（導管部門）からお客さまに別途協議の申し入れをする場合があります。

2. この小売約款等の変更

- (1) 当社は、民法548条の4の規定によりこの小売約款等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款及びガス料金プラン定義書によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款等の変更に関する異議がある場合は、この小売約款等による契約を解約することができます。

- (3) この小売約款等の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売約款等の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款等において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令(以下「ガス事業法令」といいます。)で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（（9）から（18）までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。

— 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、京葉ガス（導管部門）が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(10) 「供給管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11) 「内管」… (10) の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

(12) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

(13) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(14) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(15) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(16) 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ京葉ガス（導管部門）が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(17) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(18) 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

— ガス機器 —

(19) 「ガス機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をい、ガス機器本体のほか給排気設備などの附属装置を含みます。

— その他の定義 —

(20) 「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(21) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。

(2 2) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(2 3) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(2 4) 「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(2 5) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5（1）のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

なお、京葉ガス（導管部門）がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社および京葉ガスがお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

（26）「京葉ガス（導管部門）」… ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む京葉ガスの部門を指します。

（27）「最終保障供給約款」… 京葉ガス（導管部門）が定めたガス事業法第2条第5項に規定される最終保障供給を行う場合のガスの料金その他の供給条件を指します。（変更があった場合には、変更後のものを指します。）

4. 日数の取り扱い

この小売約款等において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項およびガスの供給に必要なお客さまの情報を当社と京葉ガスとの間で共同利用することを承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) (1) のガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、お客さまは京葉ガス（導管部門）が定める工事約款（以下「工事約款」といいます。）に基づき、京葉ガス（導管部門）にガス工事を申し込んでいただきます。
- (3) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- (4) お客さまの申込み内容に不備があり、かつ、当社が申込書を受領してから4ヶ月以内にその不備を解消しない場合、当該申込みは解消されるものとします。

6. 契約の成立及び更新

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が5（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 当社は、1 需要場所について、原則として1つのガス使用契約を締結いたします。
- (3) 契約期間の定めのあるガス使用契約が更新される場合において、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第15条に基づく書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

7. 承諾の条件

- (1) 当社は、5 (1) のガス使用の申し込みがあった場合には、お客さまの資産となる3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設は、京葉ガス (導管部門) が工事を実施したものであることを承諾の前提条件といたします。ただし、京葉ガス (導管部門) が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、京葉ガス (導管部門) が実施する工事は、工事約款によるものとします。
- (2) 当社は、次にかかげる当社または京葉ガス (導管部門を含みます。) の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ①ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則 (以下「法令等」といいます。) によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ②災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (3) 当社は、26 (3) の供給又は使用の制限事由や 27 の供給停止事由に該当する場合や、申込者 (申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。) が当社との他の契約 (すでに終了しているものを含みます。) の料金または21 (3) の延滞手数料等をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合や、京葉ガス (導管部門を含みます。) との他のガス使用契約等 (すでに消滅しているものを含みます。) の料金及び延滞利息等をそれぞれのガス使用契約等で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないこと

があります。

- (4) 当社は、(2) 又は (3) によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. ガスの使用開始日

当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。

- (1) ガス小売事業者の小売供給又は京葉ガス（導管部門）の最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続を完了した後に到来する 12 (1) の定例検針日の翌日。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けることがあります。

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5 (1) の規定によって申し込んでいただきます。

10. ガス使用契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由による解約

- ① お客さまが、引越し（転出）等の理由によりガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なく当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等、明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、その他ガスの供給を遮断することをいいます。)をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものとしたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに27の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものとしたします。

(2) 他のガス小売事業者等への契約切り替えによる解約

お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は京葉ガス(導管部門)からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者又は京葉ガス(導管部門)に対し契約の申し込みをしていただきます。京葉ガスは、当該ガス小売事業者からの依頼を京葉ガス(導管部門)を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。

この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者又は京葉ガス(導管部門)からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日としたします。

(3) 当社は、7(2)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。

(4) 当社は、27の規定によってガスの供給を停止されたお客さままたはガスの供給を停止されていなくても27の規定に該当するお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合、その他お客さまに契約違反があった場合(ガス料金プラン定義書等で定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づきガス需給契約を解約できるものとしたします。

11. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等京葉ガス（導管部門）所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

III 検針及び使用量の算定

12. 検針

ガスの検針は、原則として京葉ガス（導管部門）が行います。

— 検針の手順 —

- (1) 京葉ガス（導管部門）は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 京葉ガス（導管部門）は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、②については、京葉ガスが検針を行います。
 - ① 10(1)から(3)の規定により解約を行った日
 - ② 27の規定によりガスの供給を停止した日（ただし、27(2)の規定によりガスの供給を停止した場合には京葉ガス（導管部門）が検針を行います）
 - ③ ガスメーターを取り替えた日
 - ④ 8(1)ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日）の前日
 - ⑤ その他京葉ガス（導管部門）が必要と認めた日

— 検針の省略 —

- (3) 京葉ガス（導管部門）は、お客さまが8（1）ただし書に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が6日（休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日、12月30日をいい、12（1）および27（1）においても同様とします。）を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 京葉ガス（導管部門）は、ガス使用契約が10（1）又は10（2）の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が3日（12（3）に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 京葉ガス（導管部門）及び京葉ガスは、お客さまの不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

13. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 14（9）又は（12）の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

14. 使用量の算定

当社は、京葉ガス（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、その使用量は、以下のとおり、京葉ガス（導管部門）が算定いたします。

— 検針日及び料金算定期間 —

- (1) 京葉ガス（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガス

メーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

また、8（1）本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。

（2）（1）の「検針日」とは、次の日をいいます（（3）、（7）及び17（1）において同じ。）。

① 12（1）及び（2）（ただし、④を除きます。）の日であって、検針を行った日

② 14（4）から（7）までの規定により使用量を算定した日

③ 14（8）の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

（3）（1）の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

（4）京葉ガス（導管部門）は、お客さま不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備考）

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

$$\textcircled{1} V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$$

(小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

$$\textcircled{2} V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 京葉ガス(導管部門)は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきは、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 京葉ガス(導管部門)は、8に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルといたします。

— 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 京葉ガス(導管部門)は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。

なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 京葉ガス（導管部門）は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。

なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

(12) 京葉ガス（導管部門）は、25(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

15. 使用量のお知らせ

当社は、京葉ガス（導管部門）が14の規定により算定した使用量を、当社が適当と判断した方法により、速やかにお客さまにお知らせいたします。

IV 料金等

16. 料金の適用開始

料金は、8のガスの使用開始日から適用いたします。

17. 支払期日

(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

① 検針日（12（2）③、⑤及び14（8）を除きます。）

② 14（9）、（10）又は（11）後段の規定（（8）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日

③ 14（8）前段又は（11）前段の規定（（8）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、15により使用量をお知らせした日

(2) 料金は、支払義務発生日の属する月の翌々月の月内にお支払いいただきます。

18. 料金の算定及び申し受け

— 料金の算定方法 —

(1) 当社は、ガス料金プラン定義書を適用して、15の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

— 料金算定期間及び日割計算 —

(2) 当社は、（3）の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社及び京葉ガス（導管部門）の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合（②を除きます。）

② 8 (1) (京葉ガス(導管部門)の最終保障供給約款およびガス小売供給約款からの切り替えにより使用を開始する場合を除きます。)の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

③ 10 (1) から (3) の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

④ 27の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

⑤ 26 (1) から (3) の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(4) 当社は、(3) ①から④までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。

(5) 当社は、(3) ⑤の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。

— 端数処理 —

(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金(基準単位料金又は調整単位料金)を、当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

19. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式によりガス料金プラン定義書の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3(2)

のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \\ \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \\ \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

59,540円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第3(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7303 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0821$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

20. 料金の精算等

- (1) 当社は、14(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と14(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、25(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第6の算式により算定した金額(消費税等相当額を含みます。)をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

21. 延滞手数料および遅延損害金

- (1) お客さまは、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とをあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合(当社がお支払いを確認できない場合も含みます)には、当社が別に定めるガス料金プラン定義書に記載の延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。
- (2) 前項の延滞処理にもかかわらず、お客さまは、料金その他の債務(延滞手数料は除きます)について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、当社が定める期日からお支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払い

たきます。

(3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金（以下、「延滞手数料等」といいます）を、重複して加算することはありません。

2 2. 料金及び延滞手数料等の支払い方法

料金および延滞手数料等の支払方法は、別表第8に定めるところによります。

2 3. 料金及び延滞手数料の支払順序

料金及び延滞手数料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

2 4. 料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として払込みその他当社の指定する方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 金融機関等
- ② 当社の営業所等

V 供給

25. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

(1) 京葉ガスは、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性はガス機器に対する適合性を示すもので、別表第7の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。

(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、ガス機器は13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……………	45メガジュール
	最低熱量	……………	44メガジュール
圧力	最高圧力	……………	2.5キロパスカル
	最低圧力	……………	1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………	47
	最低燃焼速度	……………	35
	最高ウォッベ指数	……………	57.8
	最低ウォッベ指数	……………	52.7

(3) 京葉ガスは、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(4) 京葉ガスは、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、京葉ガスの責めに帰すべき事由がないときは、京葉ガスは賠償の責任を負いません。

26. 供給又は使用の制限等

(1) 次の事由のいずれかに該当する場合には、京葉ガス（導管部門）の求めによりガスの供給を制限又は中止することがあります。

- ① 京葉ガスの注入ガス量が京葉ガス（導管部門）の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

- ② お客さまが34にかかげる京葉ガス（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
 - ③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合
 - ④ お客さまが、29、31及び32の保安に係る京葉ガス（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合
- (2) 京葉ガスが(1)にかかわらずガスの注入又は供給を制限又は中止しない場合には、京葉ガス（導管部門）によりガスの供給の制限又は中止される場合があります。その際、京葉ガス（導管部門）は必要に応じお客さまに対し、ガスの供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。
- (3) 京葉ガス（導管部門）は、次の事由のいずれかに該当するときは、ガスの供給を制限若しくは中止する場合があります。また、京葉ガス（導管部門）は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限又は中止する旨をお知らせすることがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
 - ⑧ その他京葉ガスのガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (4) 京葉ガス（導管部門）がガスの供給の制限又は中止をしたことに対するお客さまからの問い合わせ等に対しては、当社が対応させていただきます。
- (5) 京葉ガス（導管部門）は、25(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す

限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

27. 供給停止

(1) 当社または京葉ガスは、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社または京葉ガスが損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

- ① 支払期限日を超過してもなお料金または延滞手数料等のお支払いがない場合（支払期限日を経過した後、当社の料金払込窓口で支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- ② 当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金及び延滞手数料以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 34各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ その他この小売約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合

(2) 京葉ガス（導管部門）は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社または京葉ガス（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

・クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、京葉ガス（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給約款に基づく契約を含みます。）を締結しなかった場合

28. 供給制限等の賠償

(1) 当社が10(4)、26又は27の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社または京葉ガスの責めに帰すべき事由がないときは、当社または京葉ガスは賠償の責任を負いません。

(2) 京葉ガス（導管部門）が26又は27の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、京葉ガス（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社、京葉ガス及び京葉ガス（導管部門）は賠償の責任を負いません。

VI 保安

29. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3（10）の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 京葉ガス（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、（1）の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 京葉ガス（導管部門）は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、京葉ガス（導管部門）は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが京葉ガス（導管部門）の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社及び京葉ガス（導管部門）は賠償の責任を負いません。

30. 周知及び調査義務

- (1) 京葉ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 京葉ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 京葉ガスは、（2）のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1) から (3) の周知及び調査を実施できません。また、当社および京葉ガスは、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 当社および京葉ガスは、ガス使用契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

3 1. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、京葉ガス（導管部門）に通知していただきます。この場合、京葉ガス（導管部門）が、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 京葉ガス又は京葉ガス（導管部門）は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。なお、その方法は、京葉ガス又は京葉ガス（導管部門）がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて京葉ガス（導管部門）に通知していただきます。
- (3) お客さまは、29（3）及び30（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 京葉ガス又は京葉ガス（導管部門）は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 京葉ガス（導管部門）は、お客さまが京葉ガス（導管部門）の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは25（2）に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、京葉ガス（導管部門）が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

- (7) 京葉ガス（導管部門）は、必要に応じてお客さまの3（10）の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

3.2. お客さまの責任

- (1) お客さまは、30（1）の規定により京葉ガスがお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ京葉ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、京葉ガス（導管部門）の指定する場所に京葉ガス（導管部門）が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）はお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次にかかげる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
 - ③ 25（2）に規定する供給ガスに適合するものであること
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
 - ⑤ 京葉ガス（導管部門）が認めた安全装置を備えるものであること
- (5) ガス事業法第62条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 京葉ガス（導管部門）の保安業務に協力するよう努めなければならないこと

- ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと
- ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

3.3. 供給施設等の検査

- (1) お客様は、京葉ガスにガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。（2）（3）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は京葉ガスが負担いたします。
- (2) お客様は、京葉ガス（導管部門）に内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客様に負担していただきます。
- (3) お客様は、京葉ガスにガス機器が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客様に負担していただきます。
- (4) 京葉ガスは（1）及び（3）、京葉ガス（導管部門）は（2）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客様にお知らせいたします。
- (5) お客様は、京葉ガスが（1）及び（3）、京葉ガス（導管部門）が（2）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

Ⅶ その他

34. 使用場所への立ち入り

京葉ガス又は京葉ガス（導管部門）は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

（1）京葉ガスの作業

- ① ガス機器の調査のための作業
- ② 10（1）（3）（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業

（2）京葉ガス（導管部門）の作業

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査のための作業
- ③ 京葉ガス（導管部門）の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業

（3）京葉ガス又は京葉ガス（導管部門）の作業

- ① 26又は27の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ② その他保安上の理由により必要な作業

35. お客さまに関する情報の取り扱い

- （1）京葉ガスは、京葉ガス（導管部門）に30（2）の法定のガス機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。
- （2）消費段階における事故が発生した場合、京葉ガスは事故現場で把握したお客さまの情報を京葉ガス（導管部門）から提供を受けます。

36. 専属的合意管轄裁判所

この小売約款等に基づくガス使用契約に関する訴訟については、東京地方裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

37. 反社会勢力の排除

(1) お客様および当社は、ガス使用契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス使用契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないでただちにこの小売約款等による契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

付 則

この小売約款の実施期日

この小売約款は、2020年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月1日から実施します。

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、14(9)の規定により算定する使用量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第2)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、14(12)の規定により算定する使用量

P は、最高圧力をこえて供給する圧力(キロパスカル)

V₁ は、ガスメーターの検針量

(別表第3)

料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単
位料金又は19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単
位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29
日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から1
1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたしま
す。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価
格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価
格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基
づく算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基
づく算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間

の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(別表第4)

料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、ガス料金プラン定義書の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、ガス料金プラン定義書の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

ガス料金プラン定義書の料金表における基準単位料金又は19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、ガス料金プラン定義書の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

(備考)

- ① 基本料金は、ガス料金プラン定義書の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

ガス料金プラン定義書の料金表における基準単位料金又は19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様といたします。

(別表第6)

標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、20(3)の規定により算定する金額

Fは、18の規定により算定した従量料金

Cは、25(2)に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第7)

燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \frac{\sum (S_i f_i A_i)}{\sum (f_i A_i)} \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表にかかげる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表にかかげる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表にかかげる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$W I = H / \sqrt{a}$$

W I = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量 (メガジュール)

(3) 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
1 3 A	1 3 A	52.7	57.8	35	47

(別表第8)

料金の支払い方法

- (1) お客さまは料金（延滞手数料等を含みます。以下、本表内において同じ）について、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (2) お客さまは、当社所定の申込書に記入の上、金融機関のお客さまの口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
- (3) クレジットカードによる場合、当社が有するお客さまに対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、お客さまは同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- (4) (2) および(3)の規定にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客さまは、指定する金融機関等、または当社の営業所等において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- (5) お客さまは、ガス需給契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、ガス需給契約に基づき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
- (6) 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当もしくは加算します。
- (7) 当社は、17の規定にある支払期日に準じて、原則、当月内に発生した料金を翌々月末に請求します。